

## 令和2年度 山梨工業会奨学基金奨学金提出書類確認表

A 全員提出			本人 チェック欄	大学 チェック欄
番号	提出書類	留意点		
1	提出書類確認表(この確認表)	○本紙・・・本人チェック欄に✓点を入れ、提出書類が揃っているか確認してください。		
2	奨学基金申請書 2枚	○記入漏れがないか確認をしてください。		
3	成績証明書	○学部生は通算GPAが2.3以上で、学部2年～4年次生は年平均35単位以上を取得しているか確認してください。 大学院生にあつては、通算GPAが2.7以上か確認してください。		
4	収入・支出状況申立書 【様式1】	○出願者本人の分。「源泉徴収票」が発行されている場合は、一緒に提出してください。		
5	他の奨学金(貸与・給付)状況申告書 【様式2】	○平成31年4月～令和3年3月までの受給状況(見込)を記入してください。 ○奨学金を受けていない場合も、その理由を書いて提出してください。		
6	住民票(世帯分) 【注1】(同一生計者全員分)	○「この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載されている住民票を提出してください。 ○就学中の兄弟姉妹が大学等の所在地に転出している場合は、兄弟等の転出先の住民票についても提出してください。		
7	平成31年(令和元年)分の所得等が記載されている所得証明書(最新のもの) (同一生計者全員分)	○市区役所、町村役場が発行する、収入金額・所得金額・所得控除・扶養控除等の内容が <b>全部表示</b> されている証明書を提出してください。 ○所得がない場合であっても、所得がないことを証明する書類が発行されますので必ず提出してください。 <b>(非課税証明書)</b> ○申請者本人を含む就学者については不要です。 ○留学生においては、在日している同一生計者の分を提出してください。		

B 該当する者については、以下の書類を提出				本人 チェック欄	大学 チェック欄
番号	対象者	提出書類	留意点等		
8	年金・恩給受給者	○最新の年金決定(改定)通知書(写)又は支払通知書の写	○遺族年金、障害者年金、その他年金等、複数受給している場合は、すべての通知書を提出してください。 ○恩給等の受給者についても、その金額のわかる通知書の写を提出してください。		
9	生活保護受給世帯	○生活保護決定(改定)通知書(写) (扶助料額のわかるもの)	○受給額が記載されている証明書		
10	児童扶養手当等受給世帯 (児童手当・育成手当・遺児手当等を含む)	○児童扶養手当等通知書(写) (又は手当月額のわかるもの)	○受給額が記載されている証明書		
11	雇用保険受給者(失業者)	○雇用保険受給資格者証(写)第1面～第4面 (又は雇用保険金受給証明書)	○失業給付金等受給中の方や現在、失業給付金等を申請中の方は提出してください。 ○認定日額及び給付日数が明記されたものを提出してください。		
12	臨時所得のある者(申請前6ヶ月以内)	○退職金源泉徴収票、退職証明書等	○令和元年10月以降に退職金を受給した方は、退職金額と支払日が明記された書類を提出してください。		
		○保険金支払証明書等	○令和元年10月以降に保険金を受給した方は、保険金額と支払(予定)日が明記された書類を提出してください。		
		○譲渡金額、収入日の明記された証明書等	○令和元年10月以降に土地等の資産を譲渡し、一時所得を得た方は、譲渡金額と収入日のわかる書類を提出してください。		
13	給与所得以外の所得がある者	○平成31年(令和元年)分の確定申告書(控)第一表～第五表(該当するもの)又は令和元年度市民税(県民税)申告書(写) 注(1)確定申告書(写)は税務署の受付印のあるもの又は右上に電子申告の日付が印字されたものとする。	○配当・不動産所得・分離課税の対象になる収入(退職金・資産譲渡)の所得を含みます。		
14	学資負担者が死亡した場合	○除籍謄本・死亡診断書等、死亡確認ができるもの ○退職金支給証明書等の写 ○保険金支払証明書等の写			
15	就学者(本人、小・中学生を除く。)がいる場合	○在学証明書	○就学者が高校生以上の場合、在学校の証明を受けてください。		
16	長期療養者がいる世帯 (6ヶ月以上にわたり療養している者)	○医師の診断書等	○診療科名と、申請時に6ヶ月以上の長期療養(見込み)であることがわかる書類を提出してください。		
17	障害者がいる世帯	○障害者手帳の写			
18	介護認定者(要介護3以上)がいる世帯	○介護認定通知書の写			
19	被爆者がいる世帯	○被爆者手帳の写			
20	学資負担者が風水害等の災害や盗難にあつた場合	○被害状況届【様式3】、 ○り災(被災)証明書・被災額証明書等、保険金支払証明書			
21	特別な家族構成の世帯、特別な事情のある世帯	○特別な事情についての申出書	○本人及び家族連名で、提出してください。		